(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号。以下「条例」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

- 第2条 条例第4条第2項の保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成及 び送付に要する費用の額については、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例施行規則(平成13年南部 箕蚊屋広域連合規則第1号)第6条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 2 条例第4条第3項の規定により、特定個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し の作成又は送付に要する費用の減額又は免除を受けようとする開示請求者は、特定個人情報の開示 に要する費用の減免申請書(様式第1号)に当該減免を求める事実を証明する書類を添付して提出 しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、納付書により納付する方法とする。

(個人情報取扱事務の届出事項)

- 第4条 条例第6条第1項第7号の町長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 個人情報の記録媒体
 - (2) 電子計算組織(電子計算機及び端末機等を使用し、定められた一連の処理手順に従って自動的に事務を処理する組織をいう。)による処理の有無
 - (3) 本人以外の者から個人情報を収集する場合における収集先及び収集方法
 - (4) 個人情報の目的外利用等をする場合における当該目的外利用等の理由並びに提供先及び提供 方法

(個人情報の保護に関する文書の様式)

第5条 法、令及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)の施行のために必要な文書の様式は、別に定めるもののほか、次の表に掲げるところによるものとする。

区分	様式名	根拠規定
1	個人情報ファイル簿(様式第2号)	法第75条
2	保有個人情報開示請求書(樣式第3号)	法第77条第1項
3	保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)	法第82条第1項
4	保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第5	法第87条第3項
	号)	
5	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(様式	法第82条第2項
	第6号)	
6	保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第7	法第83条第2項
	号)	
7	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式	法第84条
	第8号)	
8	他の実施機関への開示請求事案移送書(様式第9号)	法第85条第1項
9	開示請求者への開示請求事案移送通知書(様式第10	法第85条第1項
	号)	
10	第三者意見照会書(法第86条第1項適用)(様式第11	法第86条第1項
	号)	
11	第三者意見照会書(法第86条第2項適用)(様式第12	法第86条第2項
	号)	
12	保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第	法第86条
	13号)	
13	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通	法第86条第3項
	知書(様式第 14 号)	
14	保有個人情報訂正請求書(様式第15号)	法第91条第1項
15	保有個人情報訂正決定通知書(様式第16号)	法第93条第1項
16	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式	法第93条第2項
	第17号)	
17	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(樣式第18	法第94条第2項
	号)	
18	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式	法第95条
	第19号)	
19	他の実施機関への訂正請求事案移送書(様式第20号)	法第96条第1項

20	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(様式第21	法第96条第1項
	号)	
21	保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第22	法第97条
	号)	
22	保有個人情報利用停止請求書(様式第23号)	法第99条第1項
23	保有個人情報利用停止決定通知書(様式第24号)	法第101条第1項
24	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	法第101条第2項
	(様式第25号)	
25	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第26号)	法第102条第2項
0.6		Y- 55 100 8
26	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	法第103条
0.7	(様式第27号)	△ 数 0 0 2 数 0 元
27	委任状(個人情報に係る開示請求用)(様式第28号)	令第22条第3項
28	委任状(特定個人情報に係る開示請求用)(様式第29	令第22条第3項
	号)	
29	委任状(訂正請求用)(様式第30号)	令第29条において
		準用する令第22条
		第3項
30	委任状(特定個人情報に係る訂正請求用)(様式第31	令第29条において
	号)	準用する令第22条
		第3項
31	委任状(利用停止請求用)(様式第32号)	令第29条において
		準用する令第22条
		第3項
32	委任状(特定個人情報に係る利用停止請求用)(様式	令第29条において
	第33号)	準用する令第22条
		第3項
33	諮問書(開示決定等)(様式第34号)	法第105条第3項の
		規定により読み替
		えて準用する同条
		第1項
34	諮問書(訂正決定等)(様式第35号)	法第105条第3項の

		規定により読み替
		えて準用する同条
		第1項
35	諮問書(利用停止決定等)(様式第36号)	法第105条第3項の
		規定により読み替
		えて準用する同条
		第1項
36	諮問書(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る	法第105条第3項の
	不作為)(様式第37号)	規定により読み替
		えて準用する同条
		第1項
37	諮問をした旨の通知書(審査請求人等)(様式第38号)	法第105条第3項の
		規定により読み替
		えて準用する同条
		第2項

附 則

(施行日)

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 南部町個人情報保護条例施行規則 (平成 13 年南部箕蚊屋広域連合規則第 2 号) は、廃止する。

附 則(令和6年3月19日規則第1号)(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

特定個人情報の開示に要する費用の減免申請書

年 月 日

南部箕蚊屋広域連合長様

請求者 住 所(所在地) 氏 名(名称及び代表者) 電 話

南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行細則第2条第2項の規定により、次のとおり自己の特定個人情報の開示に要する費用の減免を申請します。

開示決定の内容	決定の内容
減免を求める理由	を求める理由

備考 減免を求める事実を証明する書類を添付してください。

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される		
事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、そ		
の旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)	
び所在地	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令		
の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号	□法第 60 条第 2 項第 2 号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイ
	政令第21条第7項に該当	ル)
	するファイル	
	□有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募		
集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受		
ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及		
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期		
間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含		
まれているときはその旨		
備考		

保有個人情報開示請求書

年 月 日 (実施機関) 様 (ふりがな) 氏名____ 住所又は居所 〒 Tel () 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記 のとおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。) 2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。) ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載 してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他(____ | <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人	
イ 請求者本人確認書類	
□運転免許証 □健康保険被保険者証	
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	彗
□その他()	
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人	
□任意代理人委任者	
(ふりがな)	
(イ) 本人の氏名	
(ウ) 本人の住所又は居所	
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	
請求資格確認書類 □委任状 □その他()	

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)
- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等(同封の説明事項をお読みください。)
 - (1) 開示の実施の方法等
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間: 場所:

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

											年	月	日
(]	実施機関) 様												
(,	ふりがな)												
	·名												
	 :所又は居所									-			
 					7	[el	()					
										•			
	個人情報の保護に関する法律	律(平	成 1	5 年》	法律犯	第 57 년	寻)第 8 ′	7 条第	3項6	の規定	ミによ	り、	下記
0)	とおり申出をします。												
					記								
1	保有個人情報開示決定通知	』書の	番号	·等									
	番号:												
	日 付:												
2	求める開示の実施方法												
Ī	開示請求に係る保有個人	実	施	<i>T</i>	+	ν <u>+</u>							
	情報の名称等	夫	旭	\mathcal{O}	方	法							

全部

全部

全部

② 一部 (

② 一部 (

② 一部 (

)

)

)

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

(2) 複写したものの交付

(1) 閲覧

(3) その他

)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

_

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る	
保有個人情報の	
名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
法第84条の規定(開示決 定等の期限の特例)を適 用する理由	
ついて開示決定等をす	IN、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等

他の実施機関への開示請求事案移送書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

開示請求に係る保							
有個人情報の名称							
等							
	氏 名:						
	住所又は居所:						
	連絡先:						
開示請求者氏名等	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合						
	本人の状況 □未成年者(月 日生) □成年被後見人						
	□任意代理人委任者 〕						
	本人の氏名						
	本人の住所又は居所 ノ						
	• 開示請求書						
添付資料等	・ 移送前に行った行為の概要記録						
你们真材等							
備考	(複数の実施機関に移送する場合には、その旨)						

開示請求者への開示請求事案移送通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 部局課室名: 担当者名: 所在地:

第三者意見照会書(法第86条第1項適用)

(第三者利害関係人) 様

(実施機関)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱 わせていただきます。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個	
人情報に含まれている	
(あなた、貴社等)に関す	
る情報の内容	
意見書の提出先	(提出先の名称)
	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

第三者意見照会書(法第86条第2項適用)

(第三者利害関係人) 様

(実施機関)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱 わせていただきます。

開示請求に係る保有個	
人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 86 条第 2 項第 1 号	 適用区分 □第 1 号、 □第 2 号
又は第 2 号の規定の適	
用区分及びその理由	(適用理由)
開示請求に係る保有個	
人情報に含まれている	
(あなた、貴社等)に関す	
る情報の内容	
意見書の提出先	(提出先の名称)
思兄者の使出元	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(実施機	闆)	様
\ _ \mi\'\\\		141

(ふりがな)
氏名又は名称
(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)
住所又は居所
(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人	
情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(反対意見書を提出した第三者) 様

(実施機関)

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個	I			
人情報の名称等				
開示することとした理	!			
由				
開示決定をした日	年	月	日	
開示を実施する日	年	月	日	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合長に対し て審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をす ることができなくなります。)。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関) 様	羡				
(ふりがな) 氏名					_
住所又は居所 〒		Tel	()	_

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 91 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受け	開示決定通知書の番 号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)

1	訂	正請求者		本人		法定代	理人	□任意何	代理人	
2	請	求者本人確認	書類							
]運転免許証		健康保持	険被保	:険者証				
]個人番号カー	・ド又	は住民	基本台	帳カー	ヾ(住所	記載のある	るもの)	
]在留カード、	特別	永住者	証明書	又は特別	川永住都	音証明書と	みなされる外国	国人登録証明書
]その他()			
	>	・ 請求書を送	生付し	て請求	する場	合には、	加えて	て住民票の	写し等を添付し	してください。
3	本	人の状況等 <u>(法</u>	法定代	理人又以	は任意	代理人な	活ます。	よる場合に	のみ記載してく	<u>(ださい。)</u>
	ア	本人の状況	□未	成年者	(年	月	日生)	□成年被後見	見人
			□任	意代理	人委任	:者				
		(ふりがな)								
	イ	本人の氏名								
	ウ	本人の住所又	は居	所						
4	法	定代理人が請	求する	る場合、	次のい	ヽずれか	の書類	を提示し、	又は提出して	ください。
	請	求資格確認書	類	□戸籍	謄本	□登記	事項証	明書 口名	その他()
5	任	意代理人が請	求す	る場合	、次の	き類を	提出し	てくださ	۷ ۱ _°	
	請	求資格確認書	類	□委	任状	口その	他()	

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	
及い在田	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合長に対し て審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をす ることができなくなります。)。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正をしないこと	
とした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合長に対し て審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をす ることができなくなります。)。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保			
有個人情報の名称			
等			
延長後の期間	日(訂正決定等期限	年 月 日)	
延長の理由			

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個 人情報の名称等					
法第 95 条の規定(訂正 決定等の期限の特例) を適用する理由					
訂正決定等をする期限	年	月	日		

他の実施機関への訂正請求事案移送書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に 関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
	氏 名: 住所又は居所: 連絡先:
訂正請求者名等	法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書・移送前に行った行為の概要記録・
備考	(複数の他の実施機関に移送する場合には、その旨)

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

訂正請求に係る保有	
個人情報の名称等	
移送をした日	 年 月 日
移送の理由	
	(実施機関)
移送先の実施機関	(連絡先) 部局課室名: 担当者名:
	所在地:
	電話番号:
備考	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

(他の実施機関)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個 人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保 有個人情報の特定する ための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及 び理由	(訂正内容)
	(訂正理由)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

	十
(実施機関) 様	
(ふりがな) 氏名	
住所又は居所	Т., (
<u>T</u>	Tel ()
個人情報の保護に関する法 のとおり保有個人情報の利用	:律(平成 15 年法律第 57 号)第 99 条第 1 項の規定により、下記停止を請求します。 記
利用停止請求に係る保有個 人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受 けた保有個人情報	開示決定通知書の番 号: 、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理	(趣旨)□第1号該当 → □利用の停止、□消去
由	□第2号該当 → 提供の停止 (理由)
1 利用停止請求者 □本	人 □法定代理人 □任意代理人
2 請求者本人確認書類	2 1/2 th /2 1/2 ± = r
□運転免許証 □健康仍	
	民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
	皆証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 、
□その他(
※ 請求書を送付して請求	はする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3	本	人の状況等 <u>(法</u>	法定代理人又は任意	代理人か	請求す	る場合に	のみ記載してください。)	
	ア	本人の状況	□未成年者(年	月	日生)	□成年被後見人	
			□任意代理人委任	者				
		(ふりがな)						
	1	本人の氏名						
	ウ	本人の住所ス	スは居所				,	
4	法	定代理人が請	求する場合、次のレ゙	ずれか	の書類を	を提示し、	又は提出してください。	
	請	f求資格確認書	書類 □戸籍謄本	□私	於記事項	証明書	□その他()
5	任	意代理人が請	求する場合、次の書	類を提	出してく	ください。		
	請	f求資格確認 書	景類 □委任状	口その)他()	

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内 容及び理由	(利用停止決定の内容)(利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合長に対し て審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をす ることができなくなります。)。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
利用停止をしないこと とした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る		
保有個人情報の名称		
等 ————————————————————————————————————		
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限	年 月 日)
延長の理由		

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
法第 103 条の規定(利用停止 決定等の期限の特例)を適用 する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

委任 状 (個人情報に係る開示請求用)

(代理人)	住所
	氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開 示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権 限

年 月 日

(委任者)	住所	
	<u>氏</u> 名	印
	連絡先電話番号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状 (特定個人情報に係る開示請求用)

(代理人)	住所
	<u>氏</u> 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及 び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権 限

(委任者)	住所	
	<u>氏</u> 名	印
	連絡先電話番号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状(訂正請求用)

(代理人)	住所
	氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

(委任者)	住所	
	<u>氏</u> 名	印
	連絡先電話番号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状 (特定個人情報に係る訂正請求用)

(代理人)	住所
	<u>氏</u> 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係 る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

 (委任者)
 住所

 氏名
 印

 連絡先電話番号

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任 状(利用停止請求用)

(代理人)	住所
	氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止 請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

(委任者)	住所	
	氏名	印
	連絡先電話番号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状 (特定個人情報に係る利用停止請求用)

(代理人)	住所
	氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用 停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

(委任者)	住所	
	<u>氏名</u>	印
	連絡先電話番号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第34号(第5条関係)

番 号 年 月 日

情報公開·個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

諮問書(開示決定等)

個人情報の保護に関する法律第 82 条の規定による開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

().	J:小八/		
1	審査請求に係る保有個人		
	情報の名称等		
2	審査請求に係る開示決定	(1)	開示決定等の日付、記号番号
	等		
		(2)	開示決定等をした者
	(開示決定等の種類)		
	□開示決定	(3)	開示決定等の概要
	□一部開示決定		
	(該当不開示条項)		
	□不開示決定		
	(該当不開示条項)		
3	審査請求	(1)	審査請求日
		(1)	田工品公日
		(2)	審査請求人
		(3)	審査請求の趣旨
_	沙胆の畑山		
4	諮問の理由		
5	参加人等		
6	添付書類等	1	保有個人情報開示請求書(写し)
		2	保有個人情報の開示をする旨の決定について(通
		知	1)(写し)又は保有個人情報の開示をしない旨の決定に
		2	いて(通知)(写し)
		3	審査請求書(写し)
		4	理由説明書
		(5)	開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文
		書	等(写し)
		6	その他参考資料
7	諮問庁名称、担当者名、		
	電話番号、FAX番号、		
	メールアドレス、住所等		

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックする

こと。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。

- (注 2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第35号(第5条関係)

番号年月

情報公開‧個人情報保護審查会 御中

(実施機関)

諮問書(訂正決定等)

個人情報の保護に関する法律第 93 条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

1	審査請求に係る保有個人		
	情報の名称等		
2	審査請求に係る訂正決定	(1)	訂正決定等の日付、記号番号
	等		
		(2)	訂正決定等をした者
	(訂正決定等の種類)		
	□訂正決定	(3)	訂正決定等の概要
	□不訂正決定		
3	審査請求	(1)	審査請求日
		(2)	審査請求人
		(3)	審査請求の趣旨
4	諮問の理由		
5	参加人等		
6		1	保有個人情報訂正請求書(写し)
		2	保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通
		_	1)(写し)又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定に
			かいて(通知) (写し)
		3	審査請求書(写し)
		4	理由説明書
		<u>(5)</u>	その他参考資料
7			
	電話番号、FAX番号、		
	メールアドレス、住所等		

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックする こと。

- (注 2) 4 の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」な ど、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第36号(第5条関係)

番 号 年 月 日

情報公開·個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

諮問書 (利用停止決定等)

個人情報の保護に関する法律第 101 条の規定による利用停止決定等について、別紙のと おり、審査請求があったので、同法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条 第 1 項の規定により諮問します。

().	7.1/15-4/		
1	審査請求に係る保有個人		
	情報の名称等		
2	審査請求に係る利用停止	(1)	利用停止決定等の日付、記号番号
	決定等		
		(2)	利用停止決定等をした者
	(利用停止決定等の種類)		
	□利用停止決定	(3)	利用停止決定等の概要
	□不利用停止決定		
3	審査請求	(1)	審査請求日
		(2)	審査請求人
		(3)	審査請求の趣旨
4	諮問の理由		
5	参加人等		
6	添付書類等	1	保有個人情報利用停止請求書(写し)
		2	保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通
		知	1)(写し)又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決
		定	どについて(通知)(写し)
		3	審査請求書(写し)
		4	理由説明書
		⑤	その他参考資料
7	諮問庁名称、担当者名、		
	電話番号、FAX番号、		
	メールアドレス、住所等		

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。

- (注 2) 4 の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」な ど、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定による利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第37号(第5条関係)

番 号 年 月 日

情報公開‧個人情報保護審查会 御中

(実施機関)

諮 問 書(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求 [個人情報の保護に関する 法律第90条の規定による訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定による利 用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条 第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

	• • • • •							
1	開示請求[訂正請求、利用							
	停止請求]に係る保有個人							
	情報の名称等							
2	審査請求に係る開示請求	(1)	開示請求	[訂正請求、	利用停止記	青求] 0	り日付、	受付番
	[訂正請求、利用停止請求]	号	等					
		(2)	開示請求	[訂正請求	、利用停止記	請求](の宛先	
3	補正に要した日数、開示決							
	定等[訂正決定等、利用停止							
	決定等]の期限							
4	審査請求	(1)	審査請求	=				
		(2)	審査請求	人				
		(3)	審査請求の	の趣旨				
5	諮問の理由							
6	参加人等							
7	添付書類等	1	保有個人情	報開示請求	(書[訂正請	青求書、	利用停	止請求
		書] (写し)					
		2 5	審査請求書	(写し)				
		3	理由説明書	į.				
		4	その他参考	資料				
8	諮問庁名称、担当者名、							
	電話番号、FAX番号、							
	メールアドレス、住所等							
_								

(注1) 1の「開示請求 [訂正請求、利用停止請求] に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

- (注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項[同法第94条第2項、第102条第2項]の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 [同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限]を、それぞれ記述すること。
- (注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。 (※)行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。
- (注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- (注 5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第 11 条の総代、同法第 12 条の代理人又は同法第 13 条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第 83 条第 2 項又は第 84 条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

番 号 年 月 日

諮問をした旨の通知書(審査請求人等)

(審査請求人等) 様

(実施機関)

年 月 日付けの(実施機関)に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) 第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個 人情報の名称等	
審査請求に係る開示決	
定等[訂正決定等、利用	
停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

- (注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示 決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決 定、不開示決定等)を記載する。
- (注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。